

議案第96号

入間市水道事業給水条例及び入間市下水道条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和3年11月30日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、水道料金及び下水道使用料について指定納付受託者により納付することができるようにするため、この案を提出するものである。

入間市水道事業給水条例及び入間市下水道条例の一部を改正する条例

(入間市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 入間市水道事業給水条例(平成10年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第29条中「第231条の2第6項に規定する指定代理納付者」を「第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者」に改める。

(入間市下水道条例の一部改正)

第2条 入間市下水道条例(昭和61年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「第231条の2第6項に規定する指定代理納付者」を「第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月4日から施行する。
- 2 この条例の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第6条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正前の入間市水道事業給水条例及び入間市下水道条例の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。